

発議第10号

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書について

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書を次のとおり提出する。

平成27年7月10日 提出

松阪市議会議員	中島清晴
	今井一久
	堀端脩
	野呂一男
	中村良子
	山本芳敬
	大平勇
	西村友志
	田中力

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書

近年、一部の国や民族、あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が、社会的関心を集めている。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、人種差別撤廃条約上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対応する措置をとるべきとの勧告を行った。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどの、ヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行った。

社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵すヘイトスピーチを規制する法整備がされている国もあり、2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるが、ヘイトスピーチを放置することは、国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねない。

よって、国においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策の強化及び法整備を速やかに行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月10日

三重県松阪市議会議長 水谷晴夫